

て國家主義新日本主義の假面の下に労働組合運動を破壊せんとする準備が着々と進行しつつあるが故に。我等は徹底的にフアツシヨ粉砕闘争を展開せねばならぬ。

十、暴壓諸法令改廢に關する件

決議

本大會は健全なる社會運動の發達の爲左の惡法の改廢を要求する。

- 一、治安維持法
二、暴力行為等取締法
三、治安警察法
四、行政執行法
五、監犯防止法
六、警察犯處罰令
七、出版法新聞紙法

十一、紡績労働者最低標準賃銀 確立闘争に關する件

關西紡績産業労働組合

七年度上半期の各紡績會社は莫大なる利益を上げて居るに拘らず初任給の平均賃銀は一日二十八錢、其だしの工場に至つては一日二十錢の給給を支給して食費代給五錢を差引くものさへある。

- 一、紡績労働者の初任給を八拾錢に引上げる事
二、現在各紡績會社の配當を五分以下に制限せしむる事
三、現行各紡績會社への賃銀の徴収の徹底
四、賃銀の引上げに對する労働者の保護
五、賃銀の引上げに對する労働者の保護
六、賃銀の引上げに對する労働者の保護
七、賃銀の引上げに對する労働者の保護

廿三、鑛山法中労働行政に關する一切を地方長官監督下へ移管の件

九州聯合會

鑛山法は鑛山監督局の掌するところであり、鑛山監督局は鑛山所在地と遠隔してゐるところが多く鑛山資本家の違法行為、鑛山労働者の不當なる権利侵害に對して充分なる取締りをなすを得ない。鑛山資本家は鑛山監督局が鑛山の實情に暗く、鑛山と遠隔してゐるの奇貨として故意に労働階級の法定されてゐる権利を侵害してゐる實状であるが故に之を地方長官の監督下へ移し、直接取締りに警察署を以てすれば、鑛山の實状にも適じ、労働階級の適當なる權益を迅速に比較的正確に守り得るのである。

廿四、鑛山労働者のヨロケ病を公傷として取扱ふの件

九州聯合會

鑛山労働者のヨロケ病は地下数千尺、連続的に労働する者の職業病であることは醫學的に明確に確認されてゐるものゝ因らず、鑛山資本家は之を公傷として扱わず私傷として窮乏に喘ぐ労働階級に不當過大な負擔を負せしめてゐるが故に之を公傷として資本家の負擔に於てヨロケ病の治療をなさせんとするのである。故に社會大衆黨と協力し本案の法律制定を闘らねばならぬ。

十二、職業病に關する件

關西紡績産業労働組合

工人労働者が八割を占むる繊維産業に於てはその大部分が二十歳未満であり二十万人は十六歳未満の少女達である。資本家階級の犠牲となつて消へ行く生命は奇蹟死工二十人中毎年十三人を越ゆるのである。發病原因死は千人中十人に及ぶと云ふのが肺結核の結果である。然るに御川醫者は「ツキリ」と結核であることを知りつつも繊維産業の職業病とされる事を恐れ、診断を故意に隠診せしめ脚氣とか心臓病の初期と事實を隠蔽してゐるのである。我々は年々増加し來れる肺病困難は徹底的に驅逐しなくては成らぬ。印刷製紙業に於ける鉛毒、鑛山に於ける「ようけ」等を職業より來る公病として、資本家にその全責任を負はせしめ、プロレタリアを其の慘害なる病魔と資本の搾取の中からはねばならぬ。

十三、寄宿舎制度改廢に關する件

關西紡績産業労働組合

改正要點
一、外出の自由
二、讀書通信電話會話研究會の自由
三、衛生設備の完成を期せ
四、合内に於ける禁煙絕對反對
五、世話婦長長の公選

十四、修養團強制加入絕對反對

關西紡績産業労働組合

十五、紡績操短即時解除要求に關する件

關西紡績産業労働組合

廿五、官吏の資本集團體參加 絕對反對に關する件

九州聯合會

理由
勞者の對立を超越して嚴正無私にその本来の責務を果す可き官吏が工團會或は職工聯合會などの如き資本集團體の總裁、會長をつとめ、資本集團體は知事や警察部長、警察署長がその團體の總裁、會長であることを濫用して腐敗労働階級に不當の優遇を加へ労働大衆を威嚇してゐる。労働階級の權益確保のため、官吏本来の立場に於てその責務をつとめさせるため本案を提出する。

廿六、人絹化學工場に於ける 硫酸瓦斯除去に關する件

京都聯合會

近代産業の人絹化學工場に於ける硫酸瓦斯の被害の慘狀は到底筆舌には盡されずそれがため眼を痛め、公傷級出障工場は長年の勤勞者を見ずし、しかもその除去施設に至つては所轄官廳の監督は實行不行届であり怠慢である。否ひし、欺瞞されてゐる京都聯合會は此の化學産業とは特殊なる關係地帯にある故本問題を重視し本案を提出したる所以である。

廿七、労働者病院設置に關する件

東京鐵工組合

一、欺瞞的施設を徹底的に曝露し事實を以てて違反を摘發せしめること
二、日常闘争を通じて之れが完備を工場主に迫ること
三、大會の決議により内務大臣に抗議をして管轄地方長官をして之れが徹底的除去施設を工場主に嚴達せしめること

十六、男女同一労働に同一賃銀獲得に關する件

關西紡績産業労働組合

十七、齋藤内閣打倒に關する件

大阪聯合會

十八、修養團及會社組合排撃に關する件

大阪聯合會

十九、賃銀値上闘争に關する件

關西紡績産業労働組合

二十、社會立法完成促進に關する件

大阪聯合會

廿一、軍隊内に於ける組合員差別待遇抗議に關する件

大阪陶業労働組合

帝國々防の任に當る現役軍人として國民的義務遂行のため精神的物質的多大の犠牲を拂ひ其の苦痛を忍びつ、一身一家をも犠牲に奉公する無産大衆の子弟に對して組合員なるが故を以て尾行或は軍屬各種學校の入学を拒否するが如き差別は斷じて許すことが出来ぬ。

廿二、健康保險組合監督權の地方長官移管に關する件

關東鐵造労働組合

我國國民は三大義務の一として徴兵の義務があるのである。而して若し國家、非常事態發せんか、兵士は自己の一切を犠牲にして國家國民の爲めに戦ふのである。この出征の士に對しては生活の保護を與へる事は之亦國家當然なる義務である。然る過去に於て之等家族の生活保護は、甚だ不徹底にして貧窮の結果、幾多の悲惨事々惹起せる事實を認むるものである。我等は國家の干渉として中大な任務に就く出征軍人の家族生活を徹底的に保護せしめんとす。

廿九、労働青年同盟結成に關する件

中央合同労働組合

三十、内務省河川工事従業員の第三種傭人制度撤廢要求の件

同

卅一、紡績労働者保健に關する件

紡績労働組合

卅二、紡織婦人労働者保護に關する件

同